

ひたちなか市 ファミリー・サポート・センター

会員 募集中

ひたちなか市ファミリー・サポート・センターは、
育児の手助けを受けたい方や高齢・心身に障がいがある方で
生活の手助けを受けたい方(利用会員)と、
手助けができる方(協力会員)をつなぐ会員組織です

サービスの 内容

ファミリー・サポート・センター

アドバイザーが、
利用会員からの依頼を受け、
協力会員をコーディネートします

利用申込

協力会員の紹介

援助活動依頼

承諾

利用会員

ひたちなか市に居住する方で、
・小学生以下の子どもがいる世帯
・高齢者または心身に
障がいがある方



サービスの提供

サービス提供の前に
顔合わせを行います

利用料の支払い

利用会員は協力会員に
利用料を支払います

協力会員

ひたちなか市に居住する、
20歳以上の心身ともに
健康な方



サービスを利用するには…？

- ①入会の説明を受け、会員登録をしてください。(登録無料)
登録時に必要なもの…市内居住が確認できる本人確認書類
(運転免許証・健康保険証等)
- ②利用を希望する日時をお伝えください。
- ③アドバイザーが協力会員を調整します。
- ④事前に利用会員・協力会員・アドバイザーの三者同席で利用場所にて顔合せ
(利用内容の確認)を行います。
- ⑤利用の開始となります。

利用料

1時間あたり500円

利用可能時間

午前7時～午後9時
年末年始(12月28日～
翌年1月5日)は除きます

ファミリー・サポート・センターの行うサービスには **育児援助**と**生活援助**の2種類があります

育児援助

小学生以下の子どもがいる世帯が対象です

- 子どもの預かり
(預かる場所は、協力会員の自宅・子育て支援センター等)
- 病気回復期の預かり
(預かる場所は、協力会員の自宅のみ)
- 保育所・幼稚園・学童クラブ等への送迎
(徒歩又は公共交通機関を利用)
- 産前産後における利用会員宅での妊産婦の手伝い
- 利用会員宅での子どもの見守り
(保護者が在宅している場合のみ)

※公共交通機関を利用した際の料金は、利用者の実費負担となります。

※ひとり親家庭・生活保護世帯・非課税世帯・ダブルケア(育児と介護を同時に行っている)世帯の方は優先的に調整いたします。

生活援助

高齢者または心身に障がいがある方が対象です

- 居室等の掃除・整理整頓
(屋外・大掃除を除く)
- 衣類等の洗濯
- 食事の支度・後片付け
- 見守り・話し相手
- 生活必需品の買い物
(徒歩又は公共交通機関を利用)
- 通院・外出時の手伝い

※公共交通機関を利用した際の料金は、利用者の実費負担となります。

※身体介助を伴う活動は行いません。

ひたちなか市 ファミリー・サポート・センター (ひたちなか市社会福祉協議会内)

受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始は除く)
午前8時30分～午後5時15分

大島事務所

〒312-0041

ひたちなか市西大島3-16-1

ひたちなか市総合福祉センター内

Tel：029(274)5135

那珂湊事務所

〒311-1244

ひたちなか市南神敷台17-6

しあわせプラザ内

Tel：029(263)7424

協力会員を募集しています

ファミリー・サポート・センターのお手伝いをしてくださる協力会員を募集しています。市内に居住する20歳以上の方で性別・資格は問いません。

会員が安心して活動できるよう、センターで補償保険に加入しています。

入会金・年会費等の負担はありません。

報酬額…1時間あたり700円(うち200円は市から助成されています)

活動時間…午前7時～午後9時までのうち、都合の良い時間

※年末年始(12月28日～1月5日)は活動休止となります。